

訓子府町過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

北海道常呂郡訓子府町

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 訓子府町の概況	1
① 訓子府町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
② 訓子府町における過疎の状況	1
③ 訓子府町の世界経済的発展の方向の概要	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 訓子府町の世界財政の状況	4
① 行政の状況	4
② 財政の状況	4
(4) 地域の持続的発展の基本方針	6
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	6
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7) 計画期間	7
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	7
2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成	8
(1) 現況と問題点	8
(2) その対策	8
(3) 計画	9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	10
3 産業の振興	11
(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	12
(3) 計画	12
(4) 産業振興促進事項	14
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	14
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	15
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
4 地域における情報化	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計画	16
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	17

5 交通施設の整備、交通手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・ 2 0

6 生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・ 2 4

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・・・・・・ 2 5

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・ 2 8

8 医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・ 3 1

9 教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・ 3 5

1 0 集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・ 3 7

1 1 地域文化の振興等 3 8

- (1) 現況と問題点 3 8
- (2) その対策 3 8
- (3) 計画 3 8
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 3 8

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進 3 9

- (1) 現況と問題点 3 9
- (2) その対策 3 9
- (3) 計画 3 9
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 3 9

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 4 0

- (1) 現況と問題点 4 0
- (2) その対策 4 0
- (3) 計画 4 0
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 4 0

事業計画（令和8年度～令和12年度）

- 過疎地域持続的発展特別事業分 4 1

1 基本的な事項

(1) 訓子府町の概況

① 訓子府町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

訓子府町は北海道の東北部に位置するオホーツク管内の南西内陸部にあつて、東と北は北見市、西は置戸町、南は陸別町と津別町に隣接し、東西 12 km、南北 16 km、総面積が 190.95 km²である。

地勢は、南から森林地帯、段丘波状地帯となり、町のほぼ中央に東流する常呂川と北部を東流する訓子府川の流域に肥沃な平野が広がり、その川をはさんで三つの台地からなり、総面積の約 50%が森林で占められ、耕地は流域沿いに田と畑、高台平坦地に畑が広がっている。

気象は内陸型で夏は暑く、冬は降雪が多く寒さが厳しく、夏冬及び昼夜の寒暖の差が大きいのが特徴である。

訓子府町は、明治 30 年北光社移民団のうち 13 戸がオロムシ地区（現在の大谷）に入地し開拓が進められ、大正 4 年に北見地方の野付牛村一級町村制が施行され、二級村として置戸村（置戸と訓子府）に分村、大正 9 年 6 月に訓子府は置戸村から分村独立、昭和 26 年 11 月に町制が施行された。

町の中心から東方 18 kmには中核都市である北見市が位置し、通勤・通学・通院はもとより、生活消費活動の多くを依存している。このため、北見市の社会経済の変化が本町にも大きな影響を与えている。

② 訓子府町における過疎の状況

本町の人口は、昭和 30 年 10,903 人をピークに減少し、昭和 45 年の 8,517 人から令和 2 年の 4,677 人までの 50 年間で 3,840 人が減少しており、減少率は 54.9%である。

主な要因としては、昭和 30 年代以降の高度経済成長期に三大都市圏への流出や、新規学卒者の流出が挙げられる。また、基幹産業である農業においても、機械化をはじめとした省力化等による農業経営の転換を図る一方で、農家人口の減少や流出が進行している。

本町におけるこれまでの過疎対策として、基幹産業である農業の生産基盤整備、生活環境の整備、社会福祉や教育環境の充実等に取り組んできたところであるが、国内外の社会経済情勢の変化は、地域経済にも大きな影響を及ぼし、少子高齢化の進行に伴い社会保障費の増嵩や医療提供サービス、地域交通・集落機能の低下など幅広い分野において課題が深刻化している。加えて推計では 2025 年に老年人口のピークが予想される等、一層の人口減少により財政面でも厳しさを増す状況が予想されることから、住民と連携し人口減少を緩和し地方創生総合戦略と連動した過疎対策を講じる必要がある。

③ 訓子府町の社会経済的発展の方向の概要

本町の産業構造は、産業別就業人口の構成比の動向をみると、第一次産業就業人口は昭和 45 年に 54.9%であったが令和 2 年には 39.3%まで減少した。

同じく第二次産業就業人口は、14.6%から 13.0%へやや減少している状況にある一方で、

第三次産業の就業人口の構成比は上昇しており、30.3%から47.6%へと変化している。

近年の産業構造の状況は第一次、第二次産業就業人口の構成比の減少と反比例し、第三次産業就業人口の構成比が上昇している状況にある。しかし、生産年齢人口の流出と高齢者人口の増加に伴い、労働力人口の減少等が進むと考えられる。

本町の立地特性は、新・北海道総合計画において位置付けられている地域生活経済圏のひとつ「オホーツク圏」に含まれ、本圏域では、農林水産業及び資源活用型産業、観光産業等多様な産業が形成されているのが特徴である。また、本町は広大な本圏域の中でも内陸部に位置し、圏内の中核都市北見市に隣接するとともに、本圏域と同じく地域生活経済圏として位置付けられている十勝圏とも接し、周辺には有名な観光地や保養地が日帰り圏内にある。

交通面では、道道6路線が広域幹線に位置付けられているが、平成27年11月に高規格幹線道路である十勝オホーツク自動車道の北見西ICから訓子府IC間が、翌々年の平成29年10月には訓子府ICから陸別小利別IC間が開通し、将来にわたり物流や地域間交流等地域活性化が進むと考えられる。

公共交通機関として、北見市から本町を経て陸別町までを結ぶ民間バス路線があり、最寄りの空港は、車で1時間足らずの位置に女満別空港がある。

こうした産業構造や立地特性を有する本町が過疎化の進行を抑え、地域社会経済を再生し、将来に向かって発展するための方向としては、本町の基幹産業である農業をはじめとする産業の振興と産業間の連携等によるすそ野の広い産業の確立と道路や生活環境施設等の整備のほか、老朽施設の長寿命化や計画的な更新による生活基盤の整備、また、安全・安心で快適な暮らしの創造、豊かな自然環境やゆとりある生活空間の創造、更に町民・地域づくり団体等多様な主体の参加により、高齢社会にも対応できる協働・共生の地域社会を創造し、移住・定住を促進し人口減少の緩和と将来に希望をもって暮らすことができる個性豊かで持続可能な町づくりを目指す必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は昭和45年に8,517人であったが、その後減少を続け、令和2年には4,677人と50年間で3,840人の減少となった。これとは逆に65歳以上の人口は昭和45年595人、総人口の7.0%から令和2年1,832人、総人口の39.2%と大幅に増加している。

産業別就業人口では、昭和45年の第一次産業は54.9%で、第二次産業14.6%、第三次産業30.3%を大幅に上回っていたが、令和2年には第一次産業39.3%に対し、第三次産業が47.6%と逆転しており、国内における産業構造の変化が、本町においても顕著に表れている。

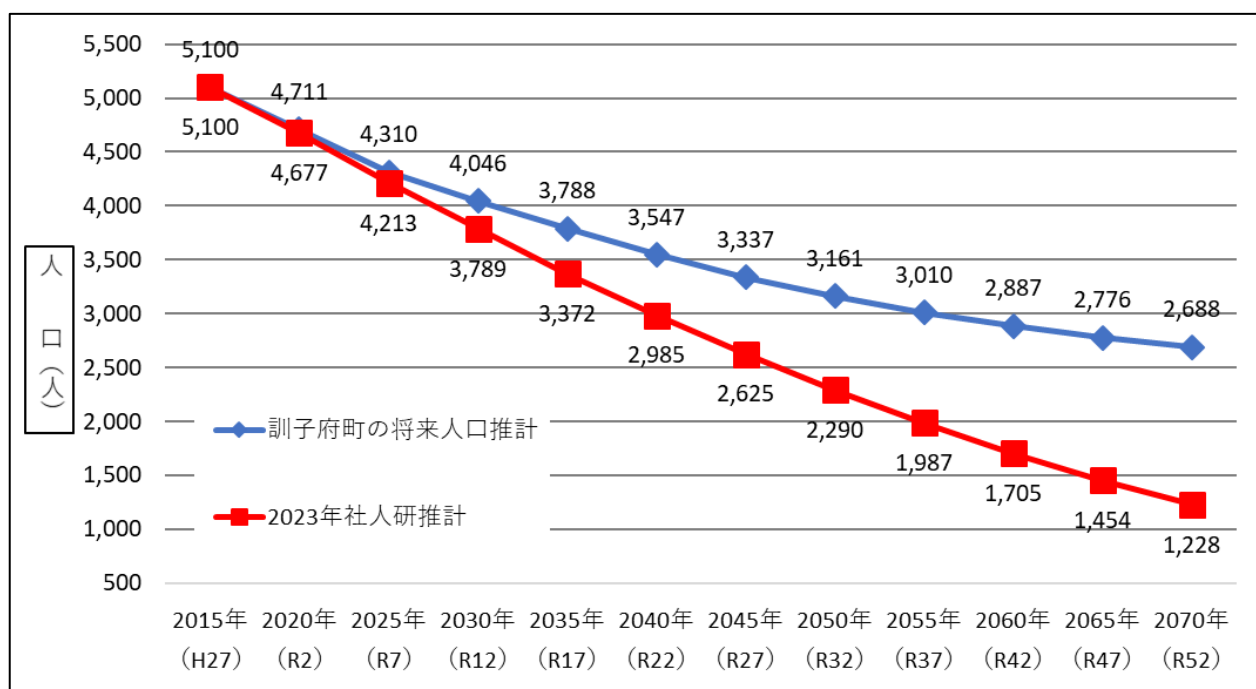
第一次産業においては、ほとんどが農業従事者であるが、高度経済成長に伴う都市への人口流出や農業後継者不足と高齢化の問題、農産物の価格低迷に加え、農畜作物の輸入自由化による価格競争等の要因により今後においても第一次産業人口の減少が続くことが想定されるが、農業基盤整備、先進的営農技術の推進、新規就農等の支援、後継者の育成など市場変化に対応できる農業経営の確立が大きな課題となっている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,644	人 7,733	% △9.2	人 5,981	% △5.3	人 5,100	% △6.1	人 4,677	% △8.2
0歳～14歳	4,001	1,930	△13.3	759	△15.8	616	△6.6	531	△13.7
15歳～64歳	6,129	5,153	△9.5	3,592	△8.3	2,654	△13.8	2,314	△12.8
うち15歳～ 29歳(a)	2,726	1,726	△21.7	826	△17.7	504	△13.8	393	△22.0
65歳以上(b)	514	650	9.2	1,630	9.0	1,830	7.9	1,832	0.1
(a)/総数 若年者比率	% 25.6	% 26.3	—	% 13.8	—	% 9.8	—	% 8.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 4.8	% 6.1	—	% 27.3	—	% 35.9	—	% 39.2	—

※増減率：各調査年度の前回調査年度から増減した割合

表1-1(2) 人口の見通し（訓子府町人口ビジョン）



(3) 訓子府町の行財政の状況

①行政の状況

本町は大正9年6月1日、二級町村制施行により置戸村から分村し、昭和26年11月1日に町制を施行し、現在に至っている。

町政執行にあたっては、「町民参画による町づくり」を基本姿勢とし、特に、直接町民の声を町政に反映するため「訓子府町まちづくり町民参加条例」の制定、「夜間町長室」「まちづくり推進会議」「タウンミーティング」を開催するほか、町民の自主的で元気な活動を支援する「コミュニティ活動支援事業補助金」「わくわく地域づくり活動支援事業補助金」の実施等、町民と共に取り組む協働のまちづくりに努めている。

行政の効率化の面では、基幹系システムの標準化・共通化等自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)に積極的に取り組むとともに、「北見地区消防組合」(昭和47年4月設立、1市2町で構成)等の一部事務組合、そして「北見地域介護認定審査会」(平成11年8月設立、1市2町で構成)の広域行政にも取り組んでいる。また、行政改革については、第4次行政改革大綱と事項別推進計画、平成20年に財政健全化戦略プランを策定し取り組んできたが、今後においても令和3年2月に策定された第5次行政改革大綱等に基づき、さらなる効率的で実効性のある行政運営に取り組む必要がある。

②財政の状況

本町の財政構造は、令和2年度でみると自主財源が歳入全体の約24.5%、このうち町税は歳入全体の約11.5%を占め、残り75.5%が依存財源でこのうち地方交付税は歳入全体の約40.7%、町債が6.0%、国庫支出金が16.8%(前年度から11%の大幅増)となっており、新型コロナウイルス感染症対策の影響で平常年よりも依存財源の比率が大きくなっている。

また、平成30年度から令和2年度までの3年平均の財政力指数は0.24で、北海道の市町村平均0.28に対して低い状況にあり、過疎地特有の脆弱な財政状況にある。

こうした財政状況の中で、第5次行政改革大綱をもとに、歳出の抑制、効果的かつ効率的な財源の投入、適正規模の町債発行や債務負担行為の抑制、機能的かつ簡素な行政組織体系構築等これまで以上に行政改革に取り組むことに加え、地域経営の視点に立ち、住民と行政が一体となった地方自治運営に取り組むとともに、農業を核とした連鎖的な経済構造づくり等産業経済の活性化対策や本町の立地条件と魅力を生かした移住・定住及び少子化対策等の人口減少対策に取り組みのほか、町税をはじめとする自主財源の確保に努める必要がある。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

区 分 (千円)	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	4,865,749	5,725,623	5,322,874
一 般 財 源	3,567,136	3,404,344	3,378,071
国 庫 支 出 金	112,404	105,670	811,173
都道府県支出金	344,350	981,211	511,674
地 方 債	359,738	618,686	321,840
うち過疎対策事業債	77,076	144,200	267,900
そ の 他	482,121	615,762	32,216
歳 出 総 額 B	4,483,371	5,431,776	5,145,797
義 務 的 経 費	1,766,731	1,627,111	1,786,019
投 資 的 経 費	574,793	1,567,915	778,759
うち普通建設事業	574,793	1,567,915	778,759
そ の 他	2,141,847	2,236,750	1,417,549
過疎対策事業費	750,355	1,014,630	1,163,470
歳入歳出差引額 C (A-B)	382,378	293,847	177,077
翌年度へ繰越すべき財源 D	106,168	67,536	33,118
実質収支 C-D	276,210	226,311	143,959
区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
財 政 力 指 数	0.22	0.21	0.24
公債費負担比率 (%)	20.30	14.50	13.40
実質公債費比率 (%)	14.8	7.8	6.2
起債制限比率 (%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	72.6	78.0	75.5
将来負担比率 (%)	15.1	—	—
地方債現在高 (千円)	5,446,171	4,712,852	4,891,295

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	24.1	49.2	59.0	63.2	65.6
舗 装 率 (%)	11.7	37.7	53.7	59.4	61.4
農 道					
延 長 (m)	7,405	0	0	5,024	5,019
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	1.2	0	0	—	—
林 道					
延 長 (m)	22,944	22,364	82,571	24,544	15,489
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	2.2	2.2	7.9	—	—
水 道 普 及 率 (%)	71.5	89.4	92.6	95.1	96.7
水 洗 化 率 (%)	0	0.3	61.8	67.1	85.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

これまで過疎地域活性化対策に取り組んできたが、町の人口は、死亡者数が出生者数を上回る自然減及び進学、就職、婚姻期の世代を中心とした町外流出等による社会減により過疎化が進行している。また、地域経済は、景気の回復が地方で実感できない中、環太平洋連携協定による農業をはじめ関連産業を取り巻く情勢も厳しく、担い手不足や地域内消費の縮小化による生産力の低下、事業の縮小、就業人口の減少等による地域経済の停滞が深刻な課題である。また、地震や集中豪雨等による被害が頻発しているほか、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大が地域経済に影響を与える恐れがある。

今後、過疎の町の暮らしを持続的に発展させていくためには、力強い産業としごとの創造、安心して子どもを産み、育てることができる環境の創造、健康で安心して住み続けることができる環境と人のながれの創造に重点を置き、今後更に過疎対策に積極的に取り組み、地域の特性を十分に生かしながら持続可能なまちづくりを進める。

その他、令和元年に国が推進する定住自立圏構想に基づき、1市4町（北見市、津別町、訓子府町、置戸町、美幌町）の間で「北見地域定住自立圏」形成協定を締結し、圏域全体の生活機能等を確保し、地方圏への定住を促進する取り組みを推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

力強い産業としごとの創造を進めるために、各産業の生産・経営基盤の強化を図るとともに、基幹産業である農業を中心とした連携の取れる産業システムの創出、起業の促進等、創造性に富んだ産業の展開を進め、所得の増加や雇用の増大を図る。

安心して子どもを産み、育てることがきる環境の創造を進めるために、結婚・妊娠から産前産後をはじめ、子育てする過程を包括的・継続的に支援する環境整備の推進や子どもが健やかに成長することができるように家庭をはじめ、地域住民、学校、行政が連携し、地域ぐるみでの子育て体制を推進する。

健康で安心して住み続けることができる環境と人のながれの創造を進めるために、さまざまな媒体を通じて情報発信を行い、移住・定住を促進し、関係人口の創出・拡大に向けてU I J ターン新規就業支援事業や地域おこし協力隊の配置、ふるさと納税、イベントなどを活用した取り組みを推進する。また、町民誰もが住み続けたいと思えるまちづくりのため、地域において健康で安心・安全に生活をおくることができる環境の整備を推進する。

これらのことを踏まえ、今後更に地域の特性を十分に生かしながら自立したまちづくりを進め、人口自然減の緩和と社会増につなげるため、将来にわたり魅力的で持続可能なまちづくりの実現を目指す。

項目	基準値	目標値	備考
人口の社会減	66 人	20 人	人口社会減の抑制
合計特殊出生率	1.73	1.82	出生率の向上
健康寿命（平均寿命）	男性 79.81 年 女性 84.79 年	平均寿命へ 近づける	男性平均 81.12 年 女性平均 87.98 年

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

今計画の施策は、「訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に沿って展開することとしていることから、訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、毎年度実施する評価会議の結果をもって、施策の達成状況及び今後の方向性を確認する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

現在、過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでいる状況にあることから、今後、老朽化の進んだ公共施設等の改修・更新等の費用が発生することが見込まれ、今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービス（機能）に重大な影響を及ぼす可能性が出てくることが予想される。

このような中、健全な財政状況を維持するためには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要がある。また、公共施設等の情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となっている。

これらのことから訓子府町公共施設等総合管理計画に基づき、地域活動の促進を図り、持続的発展の可能なまちづくりを行う。

2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

(移住・定住)

人口定着の基盤づくりには、良好な生活環境を提供していくことが重要であり、これまで定住促進住宅の整備や空き家バンク制度を活用して、移住検討者の受け入れ体制を強化する取り組み等の住宅対策をはじめ、認定こども園の整備や多子世帯の保育料軽減等の子育て世帯を支援する施策等にも取り組んできた。

一方で、基幹産業の農業従事者数は、人口と同様に減少が続いており、今後においても後継者不足等により減少していくことが予測されていることに加え、若年者の進学・就職時の札幌及び東京圏等への転出が増加傾向にあることにより、転出者が転入者を上回る転出超過が続いている状況にある。

定住対策として、公営住宅は公営住宅等長寿命化計画を基本に年次計画によって整備しているが、今後も魅力ある快適住空間の確保、高齢者専用住宅、サービス付住宅や障がい者にやさしい住宅環境等、需要の動向等を考慮した計画的な整備推進が必要である。また、本町では、人口減少や高齢化を背景に、空き家が年々増加しており、景観の阻害や防犯、防災等の面での影響が懸念されることから、空き家を活用して移住や定住をしたいというニーズと組み合わせる等有効な施設の取組が必要となっている。

(地域間交流)

本町では、地域間交流として平成13年から高知県津野町と姉妹町提携を結んでおり、団体や組織を中心とした人的交流や特産品を通じた産業交流を行ってきたが、現在でも小学生の交換留学や職員の相互人事交流など、様々な交流を行っている。

その他、令和元年10月に1市4町（北見市、津別町、訓子府町、置戸町、美幌町）の間で協定を締結し、形成した「北見地域定住自立圏」において、力強い連携のもと、互いに独自性を尊重しながら、圏域の活性化に向けた取り組みを推進している。

(人材育成)

少子高齢化の進展による人口減少等により、地域の産業を支える担い手不足等の課題が生じていることから、今後においても持続的に発展していくために、次代を担う人材の確保及び育成が重要となってくるため、人材育成や組織強化が必要である。

(2) その対策

(移住・定住)

若年者の雇用の場を増やすとともに起業・創業を促進するため、UIJ ターン新規就業支援事業を推進し、第2期総合戦略の新たな視点である関係人口の創出と雇用拡大のため、テレワークによるサテライトオフィス設置に向けた環境整備や町内資源を活用した6次産業化等の町内における雇用情勢の改善を図る。また、就業に関する相談や情報提供のための体制の充実及び職業能力開発を支援し、就業希望者の就業機会の拡充を図る。

地域おこし協力隊を配置し、新たな視点によるまちづくりを推進する。

移住・定住においては、長寿命化計画に基づき、町営住宅の整備を計画的に実施し、良好な住宅ストックの確保と有効活用、適正な維持管理と耐久性の向上を図る。また、民間活力を活用した町営住宅の整備、空き町有住宅の改修による子育て支援住宅の整備、あるいは民間住宅の整備促進等、高齢化社会や生活スタイルの多様化等により、求められる住宅が変化しつつあることに伴う新たな住宅ニーズに対応していく必要がある。

また、町内で近年増加している空き家の活用及び流通を促進するため、町が空き家所有者から借り受けた住宅を改修して賃貸住宅に活用する中間管理住宅の整備や空き家・空き地情報の発信を行う。

(地域間交流)

地域間交流における施策の展開として、全国の共通の目的を持った自治体間交流やイベント交流、全国各地にいる本町出身者との幅広い交流を推進する。また、本町への各種視察研修等の受け入れや特産品と町のPRを通じ、人・モノの交流促進を図る。

(人材育成)

国の支援制度や町独自による新規就農支援、就労支援事業等により農業及び経済、教育といった様々な分野において、地域社会の担い手となる人材や団体の育成を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	◆サテライトオフィス整備事業	町	
		◆公営住宅改修事業 ◇日出団地 実施設計、内部改修	町	
		◇末広団地 長寿命化計画策定、実施設計、内部改修、外壁、屋根長寿命化	町	
		◆特定公共賃貸住宅改修事業 ◇末広団地、単身者住宅 外壁、屋根長寿命化	町	
		◆定住促進住宅改修事業 外壁、屋根長寿命化	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 地域間交流	◆子育て支援住宅整備事業 全面改修	町	
		◆中間管理住宅整備事業 全面改修	町	
		◆移住体験住宅整備事業 内部改修、備品整備等	町	
	人材育成	◆姉妹町交流事業 <事業内容> 津野町交流事業推進協議会交付金	町	
		◆独自イベント開催事業 <事業内容> ふるさとまつり、さむさむまつり、周 年記念事業、文化・スポーツイベント 等	町	
		◆産業振興対策事業 <事業内容> 訓子府町企業就労助成	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

令和2年度に策定した「訓子府町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、更新時期を迎える団地については、入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行う。また、長寿命化に関する修繕を計画するとともに、計画の見直しを定期的に行い、適正な管理戸数・住宅規模を設定し、計画的な整備を進める。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

(農業)

本町の農業は基幹産業として、これまで地域経済の発展を支えてきた。しかし、近年農業を取り巻く情勢は、後継者不足や高齢化、農産物の価格の低迷に加え、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の進展、環太平洋連携協定（TPP）合意による聖域なき関税撤廃が地域農業に与える影響は極めて厳しい状況にある。一方、消費者の食の安全性に対する関心の高まりから減農薬・減化学肥料で生産された農作物への期待、更には農村の多面的な機能に対する期待も高まってきている。

このため、環境と調和した安全性の高い農業生産に配慮し、生産基盤の整備、担い手の育成・確保、生産コスト低減による経営体質の強化、地場直販等による販売チャンネルの構築と地域内交流の推進等を支援するための 6 次産業の進展やソフト事業も含めた施策を展開する必要がある。

(林業)

本町の総面積の半分以上を森林が占めており、森林の所有形態は道有林 66%、町有林 9%、民有林 25%で、うち人工林は 36%に当たる。しかし、近年林業後継者の不足や高齢化による林業労働力の減少、更には木材価格の変動等、林業を取り巻く環境は厳しい状況であるため、今後とも作業効率化や組織の強化を図るとともに、質の高い木材生産の量的拡大をはじめ、近年国産材が見直されてきていることにより、地域材として SGEC 認証を活用し、水資源のかん養、自然環境の保全等に十分配慮しながら、持続的な経営基盤の整備に積極的に取り組んでいく必要がある。

(商工業)

本町の商業は、消費者ニーズの多様化による選別志向が高まり、また、隣接する北見市へは車でわずか 20 分程度であるため、町外への消費の流出が続いている。

更に商店街再整備後も商業環境の変化により厳しい経営状況が続いており、大きな商業環境の変化や後継者の不足等により、既存商店街には、空き店舗が散見されている状況である。しかし、平成 27 年に大型商業施設が町内に出店し、町内消費や買物難民対策に一定の効果をもたらしているものの、身近で町の顔でもある商店街を今後も魅力あるものにするため消費拡大や活性化対策をより一層取り組む必要がある。

(観光・レクリエーション)

健康に対する意識の高まりや趣味の多様化による余暇等を有意義に利用する人たちの増加に伴い、公園、温泉、スポーツ施設等の利用者が多く存在している。また、定住人口が減少傾向にある現在、観光客等の交流人口を拡大させることで、人口減少による影響を緩和し、地域の活力向上を図ることを推進している。

本町の夏のふるさとまつりや冬のさむさむまつりは、町内行事における一大イベントとなっており、地場特産品の PR や町のイメージアップのため、今後も支援対策を図る必要がある。

(2) その対策

基盤整備としては、農業生産基盤整備による農業経営の安定化、酪農に対する環境整備を継続し、用排水施設整備等の近代化を進めることにより、農業従事者の確保、更に新規就農者及び後継就農者向けの営農技術支援や経営支援、担い手相談員への相談等の支援体制を充実し、持続可能な強い農業経営の確立に向けた支援、新規就農者及び後継就農者数の増加を図る。また、林業においては、適切な森林資源管理の推進、地域材の利用促進、森林認証材の普及推進、林業の担い手確保等について、網走東部流域森林・林業活性化協議会等と広域的な連携に取り組み、豊かで力強い林業の経営基盤の整備を図る。

商業においては、中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく中小企業・小規模企業振興計画及び経営発達支援計画による商工業の持続的な取り組み等、事業所へ支援を行い、それらの推進母体である商工会との連携を推進し、大型小売店舗と既存商店街、地域商業全体の活性化を図る。

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者（農業者含む）の労働生産性の向上を実現するため、先端設備等導入計画の策定を推進し、中小企業の設備投資を支援する。また、レクリエーションについては、スキー場をはじめとするレクリエーション施設の利用者の安全な利用のため、老朽化に伴う更新を図る。

特に、地域の持続的な発展のため、新規就農支援や農業後継者（担い手）の支援、商工業の活性化と後継者の育成支援を行うとともに地域の活力向上のため、まつり、イベント開催による町内外交流の創出や地場産品のアピール等の施策を講じる。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	◆道営水利施設等保全高度化事業 (畑地帯担い手育成型) ◇訓子府川南第2、北東第2、中部地区 排水路整備、営農用水整備、排水路整備、調査設計 ◆畜産担い手育成総合整備事業 (再編整備事業) 草地整備改良、草地造成改良	道 公社	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	<p data-bbox="475 589 560 618">林 業</p> <p data-bbox="448 1066 624 1144">(3) 経営近代 化施設</p> <p data-bbox="475 1167 560 1196">農 業</p> <p data-bbox="448 1644 624 1767">(9) 観光又は レクリエーシ ョン</p>	<p data-bbox="652 255 962 383">◆草地・施設整備事業 ◇共同利用模範牧場 調査設計・草地整備</p> <p data-bbox="652 450 1018 528">◆共同利用模範牧場整備事業 牧場施設の修繕</p> <p data-bbox="652 595 906 674">◆民有林振興事業 人工造林、除間伐</p> <p data-bbox="652 741 1145 869">◆町有林整備事業 準備地拵、間伐、保育間伐、野そ駆除、 下刈、新植、被害地造林</p> <p data-bbox="652 936 1145 1064">◆保安林整備事業 準備地拵、間伐、保育間伐、野そ駆除、 下刈、新植、被害地造林</p> <p data-bbox="652 1167 1150 1294">◆道営山林川地区水利施設整備事業(基 幹水利施設整備型) 護岸改修、排水路改修</p> <p data-bbox="652 1361 1134 1440">◆農業水路等長寿命化・防災減災事業 排水路改修</p> <p data-bbox="652 1507 991 1585">◆農村地域防災・減災事業 排水路改修</p> <p data-bbox="652 1653 991 1731">◆各公園整備事業 機能強化事業、遊具整備</p> <p data-bbox="652 1798 1150 1924">◆地熱エネルギー利用施設大規模改修 事業 源泉ポンプ更新、メンテナンス</p> <p data-bbox="652 1991 1018 2069">◆温泉保養センター整備事業 設備更新・改修</p>	<p data-bbox="1217 255 1246 284">道</p> <p data-bbox="1217 450 1246 479">町</p> <p data-bbox="1217 595 1246 624">町</p> <p data-bbox="1217 741 1246 770">町</p> <p data-bbox="1217 936 1246 965">町</p> <p data-bbox="1217 1167 1246 1196">道</p> <p data-bbox="1217 1361 1246 1391">町</p> <p data-bbox="1217 1507 1246 1536">道</p> <p data-bbox="1217 1653 1246 1682">町</p> <p data-bbox="1217 1798 1246 1827">町</p> <p data-bbox="1217 1991 1246 2020">町</p>	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	◆農業担い手支援事業 <事業内容> 産業後継者教育推進協議会支援、農業担い手育成事業補助、酪農実習生受入推進事業、4Hクラブ活動費補助、農業後継者育成事業、新規就農者等支援事業 <必要性・事業効果> 基幹産業にとっての重要施策、質の高い後継者の確保	町 民間	
	商工業・6次 産業化	◆産業振興対策事業 <事業内容> 店舗出店及び改修支援事業、商工業活性化対策事業費補助、農業技術対策事業費補助、農業振興対策事業費補助、家畜資質改善対策事業費補助、畜産環境整備事業費補助、産業観光振興協議会支援、酪農ヘルパー事業推進費補助、乳牛検定事業推進費補助、民有林振興事業補助、民有林育成指導事業費補助、森林環境保全整備事業補助、ブランディング支援事業補助	町 民間	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

本町における産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種は、次のとおりとする。
なお、産業振興の促進にあたっては、関係団体や周辺市町村等との連携を図る。

産業振興促進区域	業 種	計 画 期 間	備考
訓子府町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）及び（３）のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

(林道・林業施設)

林道や林業施設については、これまで森林整備や林業経営に不可欠な基盤施設だけではなく、山村地域の生活基盤としての観点からも整備が進められてきた。

今後、老朽化した林道等が増えていくことが想定されることから、ライフサイクルコストの縮減に向けた取組や保全管理体制の構築を検討していく。

(農道・農業用排水路)

農道や農業用排水路については、適切な維持管理に努め、土地改良事業等を活用しながら計画的な改修を進めていく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

(情報通信)

近年、情報化社会は急速に発展しており、デジタル技術の飛躍的な進歩に伴う高度情報化の発展は、都市部と遠隔地にある本町のような地域にとって、生活や産業活動の枠を広げ、地域からの情報発信による地域の活性化を図ることができる。

しかし、本町においては将来的な人口減少・少子高齢化に伴い、限られた人員で行政を運営していかなければならず、更なる町民サービスの向上のためには従来事業の見直しだけでなく、デジタル技術を活用することで事業の効率化・最適化を図る必要がある。

今後も情報化社会の発展に対し、デジタル技術の調査・研究を行い、国が作成した自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を参考に組織体制の構築・人材育成、情報通信基盤の強化と維持管理、自治体フロントヤード・バックヤード改革、セキュリティ対策の徹底等を推進し、生活や産業活動、また教育分野や医療、防災等の活動における環境づくりを進める。

(2) その対策

スマートフォンやタブレット端末等の利用を前提とした行政サービス提供を目指した町アプリの構築、キャッシュレス化に加え、窓口業務のデジタル化、生成AI活用等自治体DXを推進し、公衆無線LAN環境の維持や災害時における衛星インターネットサービス、ドローン活用等について国や道への要請及び民間活力を検討し、情報化社会の進展に対応できる基盤整備を進め、町民サービス向上を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	◆訓子府町防災無線デジタル化事業 実施設計、デジタル化整備	町	
	テレビ放送中継施設	◆テレビ中継局放送機更新事業 中継局放送機更新	町	
	その他の情報化のための施設	◆新型Jアラート整備事業 受信機・アンテナ更新	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		◆ネットワーク強靱化導入機器更新事業 庁舎内ネットワーク機器更新	町	
		◆庁内イントラネット導入機器更新事業 庁舎内ネットワーク機器更新	町	
		◆災害時デジタル技術活用事業 I P 電話・クラウドP B X 導入、衛星インターネットサービス導入、ドローン導入	町	
		◆自治体D X 推進事業 町アプリ整備、キャッシュレス化、窓口業務のデジタル化、生成A I 導入、共通基盤構築、ペーパーレス化、オンラインマニュアル、出退勤システム導入等	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域における情報化について、公共施設等総合管理計画には記載はないが、町の財政状況や他の行政サービス等の状況を勘案し、中長期的な視点による計画的な公共施設の再編成や管理・運営に取り組み、将来にわたっての取捨選択が必要となる。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(地方交通)

唯一の公共交通機関である路線バスの利用促進、路線維持対策が必要であり、それを利用する高齢者や高校生が安心して通院や通学、買物に行くことができるよう、持続可能な運行を維持するため、今後もより一層周辺自治体と協力し支援対策を講じる必要がある。

(道路)

本町には主要道道 2 路線、一般道道 4 路線と町道 200 路線がある。道道の改良率及び舗装率は 90%を超えているが、町道の改良率は 65.6%、舗装率は 61.4%にとどまっている。

道路は産業の振興や住民生活の安定、福祉の向上、災害時の避難経路等や地域間交流を推進するために重要な基盤であることから、安全で安心な人にやさしい、環境に配慮したゆとりある道路整備が必要である一方、経済社会の発展と活性化を図るうえで大きな役割を果たしており、平成 29 年に本町の区間において全線開通しているものの、十勝オホーツク自動車道の早期の全線開通が望まれている。また、冬期間における降雪や風雪により通行困難となる場合があるため、日常生活に支障をきたさないよう、除雪体制の維持・整備が望まれている。

(交通)

通院・通学等で町民の生活に欠くことのできない公共交通機関である路線バスは、人口の減少、少子化、自家用自動車の普及に伴い利用者が減少している。

バス輸送は、北海道北見バス株式会社が運行する北見勝山線、北見置戸線、北見訓子府線、北見陸別線の 4 路線となっているが、前述のとおり利用者が減少しており経営は厳しく、生活交通路線として国・道・町の支援を受けて運行している。今後も持続的な運行を目指して沿線自治体が連携しながら有効な対策が必要である。また、高齢化が進む中で、運転免許証の自主返還等により、自家用自動車を利用した自宅からの交通手段を持たない世帯が更に増加していく見込みであり、日常の買物や通院に利用できる交通手段の環境整備を進める必要がある。

(2) その対策

町道については、市街地内の改良舗装と町全体的な維持補修を継続し、交通安全対策のための表示や標識の整備や、道路の長寿命化や橋りょう長寿命化計画に基づいた修繕事業の実施を進めていく。また、防災無線のデジタル化を実施するとともに、大型除雪車両、土木作業車両の更新を行う。

特に、地域の持続的な発展のため、生活交通路線としての路線バスの持続的運行対策としての路線バス高齢者利用支援事業やバス通学定期運賃補助事業の継続、また、町内移動手段である高齢者ハイヤー利用サービスを継続し、更に地域生活基盤の支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道路	◆市街地内町道整備事業 ◇東4丁目線（仮称）、東町東2丁目線（仮称）	町	
		◆町道舗装修繕事業 ◇駒里弥生線、南8線、北1条線、北2条線、東1丁目線、末広団地南線、南2条線	町	
		◆道営農地整備事業（保全対策型） ◇訓子府西17号線、西33号線地区 調査設計、道路補修	道	
	橋りょう	◆橋りょう長寿命化修繕事業 実施設計、橋りょう修繕	町	
	その他	◆交通安全対策事業 警戒標識、路面表示	町	
	(3) 道路整備 機械等	◆除雪車両購入事業 ◇除雪専用車、除雪ダンプ	町	
		◆土木作業車両購入事業 ◇油圧ショベル	町	
(4) 過疎地域 持続的発展特別事業 公共交通	◆地方交通対策事業 <事業内容> 高齢者ハイヤー利用サービス事業、路線バス高齢者利用支援事業、バス通学定期運賃補助事業 <必要性・事業効果> 地域生活交通及び日常生活の移動交通手段の確保	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

町道については、幹線道路網の維持整備と生活に密着した一般道の維持修繕管理に努める。

幹線町道、橋りょうや道路付帯施設の定期点検を行うことにより、第三者被害を未然に防ぎ、長寿命化修繕計画等に基づいた補修補強に努める。また、冬期間の安全な交通確保に努めるとともに、暴風雪の際は各道路管理者と連携する等、より安全性の高い管理体制を構築する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(上下水道)

水道施設は、昭和 59 年に地方公営企業法の適用を受けて上水道事業として経営を開始し、その後、平成 30 年度から簡易水道事業へ移行しており、令和 6 年度末の給水件数は 1,924 件、給水人口は 4,269 人、普及率は 96.7%となっている。飲料水供給施設は、組合営 3 箇所があり、その他は自家水道によって生活用水や営農用水を確保している。また、老朽化した水道施設の更新や耐震化、災害時等における飲料水の確実な確保が必要であるため、施設や機器更新等の水道施設整備が必要になっている。

下水道事業は、令和 6 年度に地方公営企業法の適用を受け企業会計へ移行しており、下水処理は訓子府地区、末広地区、日出地区の 3 つの市街地区において、農業集落排水事業により生活排水処理施設と水洗化普及を進めてきた結果、令和 6 年度末の水洗化率は 86.2%となっている。また、住宅が散在する農村部については、平成 11 年度から個別排水処理施設整備事業を導入し水洗化の普及を進めている。

(廃棄物処理)

廃棄物処理は、平成 11 年に焼却処理によって発生するダイオキシン汚染対策のため、焼却施設を休止し埋立処理をしてきたが、平成 16 年 4 月よりごみの広域処理に対応する新たな分別収集を行っている。生ごみについては、置戸町の堆肥供給センター内に建設された生ごみ堆肥化処理施設で処理し、できあがった堆肥は町民に無償配布している。燃やすごみについては、北見市の廃棄物処理場において、焼却処理を行っている。し尿処理については、収集搬送を民間で実施し、スクラムミックスセンターで終末処理している。

このほか、リサイクル可能なものや有害ごみ等については処理を委託し、埋めるごみや粗大ごみについては、本町と北見市、置戸町の 1 市 2 町で P F I 事業により北見市留辺蘂町に建設した一般廃棄物最終処分場に埋立処理しているが、今後最終処分場の契約更新に伴う施設設備の更新が必要となっている。

今後とも町民の環境保護意識を高め、ごみの減量化や資源のリサイクルに積極的に取り組む必要がある。また、現在休止している町廃棄物処理場の焼却施設については、ダイオキシン汚染対策、焼却炉の解体等の処理も今後の課題となっている。

(消防施設)

令和 8 年 4 月 1 日現在、消防体制は、1 市 2 町の北見地区消防組合を設立し、広域で行っている。

消防施設の現状は、水槽付ポンプ自動車 3 台、小型動力ポンプ付水槽車 2 台、防火水槽 50 基、消火栓 14 基となっており、人的体制は消防団員 84 名、職員 16 名、防火査察員 34 名である。今後も消防施設の計画的な整備による消防力の強化と予防の徹底を図る必要がある。

救急業務は救急車 1 台、救急隊員 15 名（消防職員と兼務）内救急救命士 11 名となっているが、今後も救急救命士の安定確保と知識技術の向上に努め、救急体制の充実が必要である。

(2) その対策

上水道では、浄化施設の性能維持のため施設設備等の更新を行う。また、基幹管路を含む老朽管の更新を行い配水管の耐震化を進めるとともに、移設、新設を行い水道施設の効率化を図り安心な水道環境を形成する。

下水処理施設では、農業集落排水施設の機能維持、強化のため機器等の診断、補修、更新を進めるほか、個別排水処理施設についても順次合併浄化槽の整備を行う。

廃棄物処理関係では、共同廃棄物最終処分場整備の費用負担と契約更新に伴う施設設備更新を行う。

火葬場については、老朽化による葬斎場施設設備の改修、更新を行う。

消防施設では、老朽化したポンプ付水槽車、水槽車、指揮車等の車両の更新と消防本部庁舎の移転新築、消防救急無線デジタル化整備、通信指令装置更新を行う。

公営住宅については、随時老朽の進んだ住宅の整備と施設改修を行う。また、町内住宅等を対象とした耐震改修事業を実施する。

特に、地域の持続的発展のため、地域でのリサイクル運動の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	◆浄水等施設機能維持事業 ろ材交換、遠方監視装置回線切替、常盤送水ポンプ機器更新	町	
		◆老朽管更新事業 ◇幸町線、高校正面線、道道北見白糖線、南2条線、若葉町北3条線、南1条線、栄町南1条線、栄町南2条線、栄町南3条線、東1丁目線、東2丁目線、東3丁目線、西1丁目線、穂波団地2丁目線、南9線、西22号線、西24号線、西26号線、南12線、東幸町線	町	
		◆配水管移設事業 ◇南11線	町	
		◆基幹管路更新事業 導水管工事	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(2) 下水道処理施設			
	農業集落排水施設	◆農業集落排水施設設備更新事業 機器修繕、設備更新、遠方監視装置回線切替、水中攪拌装置分解整備	町	
		◆農業集落排水施設機能改善事業 設備更新	町	
	その他	◆スマホ検針システム更新事業	町	
		◆個別排水処理施設整備事業合併浄化槽	町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	◆広域一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業 (PFI 事業)	1 市 2 町	
	(4) 火葬場	◆葬斎場改修事業 設備更新	町	
	(5) 消防施設	◆消防自動車更新事業 ◇消防自動車	消防組合	
		◆消防資機材等更新事業 救急資機材、消防活動用資機材、救助資機材等	消防組合	
		◆消防団安全装備品整備事業	消防組合	
		◆防火水槽撤去事業	消防組合	
	(7) 過疎地域 持続的発展特別事業 環境	◆リサイクル運動推進事業 <事業内容> 地域活動支援 <必要性・事業効果> 地域活動で行われるリサイクル運動の実施支援	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	◆耐震改修促進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

(水道・下水道)

上下水道事業については、総務省が示すガイドラインの指針に沿って、資金の適正かつ効率的な管理等に留意するとともに、経営戦略を策定し、住民の生活環境向上に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(高齢者の保健・福祉)

本町の高齢者比率は昭和 35 年に 4.8%、昭和 55 年に 10.1%、平成 12 年に 23.7%、平成 17 年に 27.3%、平成 22 年に 31.2%、平成 27 年に 35.9%、令和 2 年には 39.1%に達し、全国的な高齢化社会が本町でも顕著に表れている。これと比例して、介護を必要とする高齢者も増加していることから、介護保険法による介護給付等サービスの基盤整備、町で行う高齢者の福祉サービスの充実、介護予防施策の充実を図る必要がある。

近年、核家族化等により高齢者夫婦世帯やひとり暮らし世帯も増え、保健師による訪問指導や民間委託による乳性飲料の配達時の声かけ、緊急時の通報装置の設置、除雪サービス等、安心して暮らせる環境づくりを進めている。

また、高齢者の社会参加や生きがいのある生活が促進されるよう、ソフト事業も含めた各種施策の推進を図る必要がある。

(こども家庭センター)

少子化や核家族化が進み、子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての子どもとその家庭、妊娠期から一貫した子育て支援、虐待防止、養育支援、包括的で継続的な支援が必要であるため、令和 8 年度より母子保健部門と児童福祉部門を統合したこども家庭センターを設置します。

(認定こども園)

平成 28 年から従来行われてきた幼稚園と保育園の教育・保育を一本化し、0 歳から就学前までの子どもの一貫した教育・保育を進めるため、認定こども園の活動運営を始めてきたが、近年の傾向として、3 歳未満児の入園者数が増加傾向にあることから、保育教諭及び教育保育支援員の充実を図り、質の高い教育、保育の環境を確立し、町の子育て支援を更に進める必要がある。

(その他の保健・福祉)

本町では、各種健康教育、健康月間事業による町民の健康づくりの普及や啓発活動が行われている。また、保健師 7 名、主任介護支援専門員 1 名、管理栄養士 1 名、社会福祉士 1 名を配置し、日常的な健康相談や訪問指導により町民の健康管理や介護予防に努めている。

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安心して暮らせる環境の整備やボランティアの養成が必要である。

本町においても少子化が進み、14 歳未満の者は昭和 35 年に 4,001 人であったが、昭和 55 年には 1,816 人、平成 12 年に 901 人、平成 17 年に 759 人、平成 22 年に 660 人、平成 27 年に 616 人、令和 2 年には 538 人と大幅に減少している傾向にあるため、子育て環境の充実を図るとともに、児童の健全育成に対応した環境の整備が必要である。

(2) その対策

高齢者福祉施設については、ヘルパーの車両の年次的更新と、高齢者コミュニティの中核として長寿会館を利活用し、高齢者コミュニティの活性化を図る。

障がいのある人が、必要とする福祉サービスを受けることができるよう今後においても社会福祉法人やNPO法人等と連携して整備を進める。また、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた子ども医療費助成事業をはじめとする各種施策の実行や健康月間の実施による町民の健康増進、高齢化総合対策事業として、高齢者が安心して暮らせる環境形成と生きがいつくり、地域での高齢者福祉等に対する支援事業を実施する。

各種福祉系システムの更新を検討し、業務改善及び適切な福祉サービスの提供を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	◆子育て支援センター施設整備事業 改修等機能強化事業	町	
	児童館	◆児童センター施設整備事業 改修等機能強化事業	町	
	(2) 認定こども園	◆こども園施設整備事業 設備改修・更新等、改修等機能強化事業、外壁改修	町	
	(8) 過疎地域 持続的発展特別事業 児童福祉	◆多子世帯保育料軽減事業 <事業内容> こども園保育料等の減免 <必要性・事業効果> 少子化対策のため、子育て環境の拡充と整備を図る。	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高年齢者・障害者福祉	<p>◆子ども医療費助成事業 <事業内容> 子ども医療費助成 <必要性・事業効果> 少子化対策のため、子育て環境の拡充と整備を図る</p> <p>◆高齢化総合対策事業 <事業内容> 高齢者住宅改造費助成、ショートステイ事業、ホームヘルプサービス事業、愛の声かけ訪問事業、移送サービス事業、災害弱者等緊急通報事業、配食サービス事業、訪問サービス事業、除雪サービス事業、障害者外出支援サービス事業、福祉有償運送事業、高齢者生涯学習事業、敬老祭開催事業 <必要性・事業効果> 高齢者の健康的な生活を維持するための総合的サービス</p>	町	
	健康づくり	<p>◆地域支援体制支援事業 <事業内容> 生活支援コーディネーター設置事業、認知症地域支援対策事業、社会福祉法人等利用者負担軽減事業 <必要性・事業効果> 高齢者等に対する地域における支援体制の充実を図る</p>	町	
		<p>◆健康月間 <事業内容> 健康に関するイベントを実施 <必要性・事業効果> 健康月間をとおり、保健福祉の向上を図る</p>	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9)その他	◆福祉系システム更新事業 国民健康保険システム更新事業、後期高齢者医療システム機器更新事業、特定健診データ管理システム機器更新事業、児童手当事務処理システム機器更新事業、障害福祉事務処理システム機器更新事業、地域包括支援センターシステム更新事業、介護保険審査支払システム機器更新事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

子育てや学校教育に関連する施設については、地域の実情と将来の人口推移を踏まえ、機能の充実を図るとともに、施設の長寿命化により現状を維持・継続する。

具体的には、認定こども園の保育環境の整備を図る一方で、学校施設の長寿命化及び省エネルギー化の推進に努め、施設の相互連携による教育環境づくりに注力していく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

令和7年4月1日現在、本町の医療機関は民間の医院が1施設、歯科医院が2施設、整骨院が1施設である。小児科、眼科、精神科等の特定診療がないため、隣接する北見市への通院となる。

保健活動については、医療機関との連携を図りながら、育児教育、健康教育、健康相談をはじめ、各種検診、訪問指導等を行っている。

今後も保健活動や健康増進対策の充実により、疾病等の予防に重点を置いた施策の展開が必要である。

(2) その対策

特に、地域の持続的な発展のため、地域医療対策として医療機関への支援と、町外等への通院費用の支援を継続するとともに、北見市休日夜間急病センターの運営や北見地区医療推進事業への支援を続け、特定不妊治療費の助成、未熟児養育医療費の助成、更に予防接種の助成を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特別事業 自治体病院	◆地域医療対策事業 ＜事業内容＞ 地域医療報償金 ＜必要性・事業効果＞ 地域医療の機能を維持し、高齢者等の 通院環境確保	町	
	その他	◆通院等費用支援事業 ＜事業内容＞ 精神障害者等通院交通費助成、特定疾患患者等通院交通費助成、訪問看護利用者交通費助成、重度身体障害者交通費助成 ＜必要性・事業効果＞ 交通弱者等に対し遠距離通院の負担軽減を図る	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>◆北見市休日夜間急病センター医師確保事業 <事業内容> 北見市休日夜間急病センター医師確保事業 <必要性・事業効果> 休日等における一次救急医療体制の確保</p> <p>◆北見地区医療推進事業 <事業内容> 北見歯科医師会への助成 看護師生徒の就学奨励支援 <必要性・事業効果> 地域医療の円滑推進</p> <p>◆特定不妊治療費助成事業 特定不育症治療費助成事業 <事業内容> 特定不妊治療費助成事業 特定不育症治療費助成事業 <必要性・事業効果> 少子化対策及び安全安心な子育て環境の整備</p> <p>◆未熟児養育医療費助成事業 <事業内容> 未熟児養育医療費助成事業 <必要性・事業効果> 少子化対策及び安全安心な子育て環境の整備</p> <p>◆予防接種助成事業 <事業内容> 予防接種助成事業 <必要性・事業効果> 安全安心な子育て環境整備と予防医療費負担軽減</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

医療の確保について、公共施設等総合管理計画に記載はないが、町の財政状況や他の行政サービス等の状況を勘案し、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成や管理・運営に取り組み、将来にわたっての取捨選択が必要となる。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

(学校教育)

本町には、令和7年5月時点で認定こども園が1園(111人)、町立小学校2校(195人)、町立中学校1校(138人)、道立高等学校1校(88人)がある。

幼児教育は、昭和53年度から幼稚園を開設し、幼稚園と保育所の相互補完・連携を図ってきた。現在では認定こども園においてその役割を担い、引き続き生涯にわたる人間形成の基礎が養われる極めて重要な機関として、小学校との連携を図りながら、適切な就学指導、教育内容や方法の相互理解に取り組んでいく。また、いじめ・不登校・非行等の問題については、学校・家庭・地域が連携して児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいる。

小中学校教育は、生涯において最も著しく心身が発達・成長する重要な時期であり、各学校では、学校の教育目標の実現に向けて創意ある教育活動を実施しており、これまで教育環境の計画的な整備を推進する中、コンピュータ機器の導入、支援が必要な児童生徒に対する臨時講師や特別支援教育支援員の配置によるきめ細やかな教育支援等、様々な問題に対応した教育内容の充実を努めてきたが、さらなる教育に対する多様性に対応するべく、学校施設設備の改修や更新、ICTを活用した教育活動に対応するためコンピュータ機器の更新や導入が必要となっている。

給食センターについては、施設及び設備の老朽化が進み、衛生管理の強化を図るため、中長期的な維持補修及び設備の更新が必要である。

高等学校教育は、少子化による地域全体の生徒数が減少し、高校存続が課題となっているが、今後も生徒の個性や能力に応じた魅力ある教育を目指すとともに、高等教育の充実と活性化を推進する必要がある。

(社会教育)

近年、町民の生活・地域の課題も多様化してきており、ゆとりや生きがい等精神的、文化的な豊かさを求める町民が増えている。

こうした中、生涯にわたっていきいきと学び続けることができる体制づくり、その学習成果が適切に評価され、社会に生かせるような生涯学習を築いていくことが強く求められている。

現在、公民館、図書館、スポーツセンター等を拠点として、多様なニーズの把握に努めながら、学習者の要求に応えるため、多種多様な学習支援を行ってきているが、活動の場である施設の老朽化による改修整備が必要となっている。また、町民が自ら学び、自ら考える力を養う教育環境の整備、町民の多様化・高度化する学習要求に日常的に応えていくことが課題である。

(2) その対策

学校関連施設では老朽化に伴う校舎の施設設備の改修を行うほか、教育用システム等の更新を行う。集会施設・体育施設では、公民館の設備更新、温水プールの施設設備更新、町営球場及び屋内ゲートボール場の設備改修を行う。また、図書館の建設について、検討を行う。

特に、地域の持続的な発展のため、地域教育水準維持対策として臨時講師や特別支援教育支援員の配置や地元高等学校存続への支援、特別支援学校交通費助成を行う。更に教育専門員の配置や放課後活動対策の支援等、地域ぐるみの学校支援事業や地域教育環境の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎	◆小学校施設改修事業 設備更新・改修、大規模改修診断・実施設計・整備	町	
		◆中学校施設改修事業 設備更新・改修、大規模改修診断・実施設計・整備	町	
	屋内・屋外 運動場	◆小学校施設改修事業 体育館整備、グラウンド整備	町	
		◆中学校施設改修事業 体育館整備、グラウンド整備	町	
	給食施設	◆給食施設設備改修事業 設備更新・改修、備品更新、大規模改修診断・実施設計・整備	町	
	その他	◆GIGA スクール更新事業	町	
		◆各学校備品整備事業	町	
	(3)集会施設、 体育施設等 公民館	◆公民館施設整備事業 ボイラー更新、設備更新・改修、大規模改修診断・実施設計・整備、LED化	町	
	集会施設	◆地域集会所整備事業 設備改修・更新等	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	体育施設	◆勤労者福祉会館整備事業 設備改修・更新等	町	
		◆農業交流センター整備事業 設備改修・更新等	町	
		◆スポーツセンター整備事業 設備更新	町	
		◆温水プール整備事業 屋根改修、天井崩落対策、外壁改修、 設備更新・改修、ボイラー更新、配管 更新、大規模改修	町	
		◆町営球場整備事業 グラウンド整備（芝生・暗渠排水整地 等）、塗装整備、バックネット・ラバ ーフェンス更新	町	
		◆スキー場整備事業 ロープリフト更新、ロッジ建替、機能 強化事業、受電設備改修、設備更新	町	
		◆屋内ゲートボール場整備事業 コート整備、設備更新	町	
		◆レクリエーション公園運動広場整備 事業 管理棟屋根・外壁改修、グラウンド整 備	町	
	図書館	◆図書館整備事業 設備更新・改修、大規模改修診断・実 施設計・整備、コンピューターシステ ム更新事業	町	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 その他	◆地域教育対策事業 <事業内容> 臨時講師・特別支援教育支援員配置事業、特別支援学校交通費助成事業、北海道訓子府高等学校教育振興対策事業、教職員教科研究支援事業、教育専門員配置事業、放課後活動対策事業 <必要性・事業効果> 小中高の教育水準・環境の確保・地元進学環境の維持	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

(学校教育)

学校教育施設は、建築から35年から45年以上となり、老朽化と現在の環境に対応した施設整備が必要なことから、建物の大規模修繕を検討する必要がある。

(社会教育)

社会教育施設は、社会体育関連同様、老朽化と利用者ニーズにより、今後の建て替え及び機能統合等の検討を行う。

特に、図書館は開設から40年を超え、蔵書冊数の増加により、保存・保管場所の確認等が課題になっている。また、町民の利用ニーズも高いことから、建物の大規模修繕や建て替え等の検討が必要となってきた。

(体育施設)

スポーツ施設については、老朽化と利用者ニーズを考慮し、建て替えや施設の多機能化、大規模修繕を検討する必要がある。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、基幹集落である訓子府市街地を中心として18の集落により構成され、主に農村地帯で散在集落型の形をとっており、市街地を形成しているのは、訓子府と日出の2集落のみである。

これまで平成11年度に定住促進団地を造成・分譲する等人口減少に対策を講じてきたが、町内全域の人口減少は続いている。

日常的な生活や生産活動を営む基礎単位である集落については、今後も生活基盤の整備を促進することとし、農村集落の水洗化、集落間を連絡する道路整備、基幹集落の機能向上等が必要である。

(2) その対策

地域集会所の改修事業を進める。特に、地域の持続的な発展のため、自治会活動の支援を続けるとともに、地域集会所の管理支援も続ける。また、市街地を形成している場所に位置する日の出簡易郵便局の設置を継続する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域 集落再編 整備	◆定住促進住宅購入事業	町	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	◆地域自治会活動支援事業 ＜事業内容＞ 町内会・実践会活動支援事業、地域住民自治活動振興、部落史発刊事業支援 ＜必要性・事業効果＞ 分権社会に対応するため住民自治活動の推進を図る	町	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

住民と共にまちづくりへとつながる人材育成を図るため、総合的な文化芸術活動や事業の展開を検討する必要があることから、次世代へつなぐ文化芸術活動基本方針を策定し、今後の文化活動を推進する。また、旧役場庁舎を改修して開館したくねっふ歴史館の老朽化が進む中、住民の郷土学習の拠点として他社会教育施設等との機能統合等について検討を行い、町民の貴重な財産である文化財を活用した郷土学習機会の提供と次世代への継承を行う必要がある。

(2) その対策

文化芸術事業として町民の創作活動や学習・練習成果発表の機会を設けるとともに、町民による文化芸術活動の支援を推進する。また、年齢を問わず誰もが気軽に多彩な芸術文化に触れることができるよう、鑑賞機会の充実に努め、社会教育施設をはじめ公園等も含めた町内全域でその環境整備を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	◆歴史館整備事業 他社会教育施設等との機能統合	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	◆芸術・文化振興事業 <事業内容> 芸術・文化の振興 <必要性・事業効果> 芸術・文化に接する機会確保、心が豊かになる環境の創造	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化の振興等について、公共施設等総合管理計画に記載はないが、町の財政状況や他の行政サービス等の状況を勘案し、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成や管理・運営に取り組み、将来にわたっての取捨選択が必要となる。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球環境保全・省資源・省エネルギーが求められる中、クリーンで再生可能なエネルギーの開発・利用を進めていく必要がある。

認定こども園において、ヒートポンプや太陽光発電システムを活用する等、公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進しており、今後においても公共施設等の省エネルギー対策については、省エネ機器の導入や省エネルギーへの意識を高めること等によりエネルギーを効率的に使用し、エネルギー消費量の節減を図る必要がある。

(2) その対策

訓子府町再生可能エネルギー導入戦略に基づき、ゼロカーボンの実現に向けて省エネルギーや再生可能エネルギーの導入に取り組むとともに、公共施設の更新時等に併せて省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入について積極的に検討していく。また、公共施設のLED照明化等省エネ機器の導入を推進するとともに、ナチュラルビズの実施等により省エネルギー意識の向上を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	◆認定こども園ヒートポンプ・太陽光発電システム修繕事業	町	
		◆公共施設太陽光発電設備導入事業	町	
		◆住まいのゼロカーボン化推進事業	町	
		◆公共施設ZEB化推進事業	町	
		◆公共施設省エネ設備導入事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

再生可能エネルギーの利用の推進について、公共施設等総合管理計画に記載はないが、町の財政状況や他の行政サービス等の状況を勘案し、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成や管理・運営に取り組み、将来にわたっての取捨選択が必要となる。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

(行政・財政運営)

国際化・情報化の進展、少子高齢化等急激に変化する社会情勢の中で、行政に対する町民のニーズは多様化・高度化しており、これらに対応するためには、行政改革による行政システムの効率化等の積極的な推進を図る必要がある。

また、広域的な見地に立って企画・調整・処理することが望ましい事業については、近隣市町との連携を図りながら広域行政の推進を図る必要がある。更に地方分権の推進や少子高齢化の進展、国・地方の財政の著しい悪化等、本町を取り巻く環境は非常に厳しい状況であり、行政サービスの維持・向上や行政の効率化等を図るという観点から、町行財政へのさらなる町民参画を進める必要がある。

財政面においては、歳入では地方交付税の減少及び景気の低迷や基幹産業である農業が自然環境の影響に左右される特徴を持っていることによる町税の減少、歳出では近年の社会情勢の変化に伴う町民のニーズの多様化等による行政需要の増大が予想され、長期的な視野に立った財政運営による、社会情勢の変化や人口、世帯における状態の変動等にも弾力的に対応できる財政基盤の確立を図る必要がある。

(2) その対策

地域の持続的な発展のため、まちづくり推進事業として町民参画の推進を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の 持続的発展に関し必 要な事項		◆まちづくり推進事業 住民参画推進事業	町	
		◆コミュニティ活動支援事業	町	
		◆わくわく地域づくり活動支援事業補 助金事業	町	
		◆まちづくり会社（仮称）支援事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

その他、地域の持続的促進に関し必要な事項について、公共施設等総合管理計画に記載はないが、町の財政状況や他の行政サービス等の状況を勘案し、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成や管理・運営に取り組み、将来にわたっての取捨選択が必要となる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住、 地域間交流の促 進、人材育成	過疎地域持続的 発展特別事業 地域間交流 人材育成	<p>◆姉妹町交流事業 ＜事業内容＞ 津野町交流事業推進協議会交付金</p> <p>◆独自イベント開催事業 ＜事業内容＞ ふるさとまつり、さむさむまつり、 周年記念事業、文化・スポーツイベ ント等</p> <p>◆産業振興対策事業 ＜事業内容＞ 訓子府町企業就労助成 ＜必要性・事業効果＞</p>	町 町	当該施策は 地域の持続 的発展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶもので ある。
2 産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	<p>◆農業担い手支援事業 ＜事業内容＞ 産業後継者教育推進協議会支援、農 業担い手育成事業補助、酪農実習生 受入推進事業、4Hクラブ活動費補 助、農業後継者育成事業、新規就農 者等支援事業 ＜必要性・事業効果＞ 基幹産業にとっての重要施策、質の 高い後継者の確保</p>	町 民間	〃

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	商工業・6次産業 化	<p>◆産業振興対策事業</p> <p><事業内容></p> <p>店舗出店及び改修支援事業、商工業活性化対策事業費補助、農業技術対策事業費補助、農業振興対策事業費補助、家畜資質改善対策事業費補助、畜産環境整備事業費補助、産業観光振興協議会支援、酪農ヘルパー事業推進費補助、乳牛検定事業推進費補助、民有林振興事業補助、民有林育成指導事業費補助、森林環境保全整備事業補助、ブランディング支援事業補助</p>	町 民間	〃
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	<p>◆地方交通対策事業</p> <p><事業内容></p> <p>高齢者ハイヤー利用サービス事業、路線バス高齢者利用支援事業、バス通学定期運賃補助事業</p> <p><必要性・事業効果></p> <p>地域生活交通及び日常生活の移動交通手段の確保</p>	町	〃
5 生活環境の 整備	過疎地域持続的 発展特別事業 環境	<p>◆リサイクル運動推進事業</p> <p><事業内容></p> <p>地域活動支援</p> <p><必要性・事業効果></p> <p>地域活動で行われるリサイクル運動の実施支援</p>	町	〃

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>◆多子世帯保育料軽減事業 ＜事業内容＞ こども園保育料等の減免 ＜必要性・事業効果＞ 少子化対策のため、子育て環境の拡充と整備を図る</p> <p>◆子ども医療費助成事業 ＜事業内容＞ 子ども医療費助成 ＜必要性・事業効果＞ 少子化対策のため、子育て環境の拡充と整備を図る</p>	町 町	
	高齢者・障害者福祉	<p>◆高齢化総合対策事業 ＜事業内容＞ 高齢者住宅改造費助成、ショートステイ事業、ホームヘルプサービス事業、愛の声かけ訪問事業、移送サービス事業、災害弱者等緊急通報事業、配食サービス事業、訪問サービス事業、除雪サービス事業、障害者外出支援サービス事業、福祉有償運送事業、高齢者生涯学習事業、敬老祭開催事業 ＜必要性・事業効果＞ 高齢者の健康的な生活を維持するための総合的サービス</p>	町	”
		<p>◆地域支援体制支援事業 ＜事業内容＞ 生活支援コーディネーター設置事業、認知症地域支援対策事業、社会福祉法人等利用者負担軽減事業 ＜必要性・事業効果＞ 高齢者等に対する地域における支援体制の充実を図る</p>	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	健康づくり	<p>◆健康月間 <事業内容> 健康に関するイベントを実施 <必要性・事業効果> 健康月間をとおり、保健福祉の向上を図る</p>	町	〃
7 医療の確保	過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	<p>◆地域医療対策事業 <事業内容> 地域医療報償金 <必要性・事業効果> 地域医療の機能を維持し、高齢者等の通院環境確保</p>	町	〃
	その他	<p>◆通院等費用支援事業 <事業内容> 精神障害者等通院交通費助成、特定疾患患者等通院交通費助成、訪問看護利用者交通費助成、重度身体障害者交通費助成 <必要性・事業効果> 交通弱者等に対し遠距離通院の負担軽減を図る</p>	町	
		<p>◆北見市休日夜間急病センター医師確保事業 <事業内容> 北見市休日夜間急病センター医師確保事業 <必要性・事業効果> 休日等における一次救急医療体制の確保</p>	町	
		<p>◆北見地区医療推進事業 <事業内容> 北見歯科医師会への助成 看護師生徒の就学奨励支援 <必要性・事業効果> 地域医療の円滑推進</p>	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	◆地域自治会活動支援事業 ＜事業内容＞ 町内会・実践会活動支援事業、地域 住民自治活動振興、部落史発刊事業 支援 ＜必要性・事業効果＞ 分権社会に対応するため住民自治 活動の推進を図る	町	〃
10 地域文化 の振興等	過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	◆芸術・文化振興事業 ＜事業内容＞ 芸術・文化の振興 ＜必要性・事業効果＞ 芸術・文化に接する機会確保、心が 豊かになる環境の創造	町	〃
12 その他地 域の持続的発展 に関し必要な事 項		◆まちづくり推進事業 住民参画推進事業 ◆コミュニティ活動支援事業 ◆「わくわく地域づくり活動支援事業 補助金事業 ◆まちづくり会社（仮称）支援事業	町 町 町 町	〃